グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びチュニジアでは、19.7-21.2GHzの周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19.7-21.2GHzの周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている19.7-20.2GHzの周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。

追　5.527A　固定衛星業務の局と通信する移動する地球局の運用は、決議第156(WRC-15)に従うことを条件とする。

改　5.530A　関連する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、当該主管庁の固定業務及び移動業務のいかなる局についても、第一地域及び第三地域の他の主管庁の領域における任意の地点の地上高3mにおいて、時間率20%以上で-120.4dB(W/(m² ・ MHz))を超える電力束密度を生じさせてはならない。計算の実施に当たっては、主管庁は最新版のITU-R勧告P.452（最新版のITU-R勧告BO.1898を参照）を使用しなければならない。

削　5.530C

改　24.75-29.9GHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
…		
29.5-29.9 固定衛星（地球から宇宙） 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539 地球探査衛星（地球から宇宙）5.541 移動衛星（地球から宇宙） 5.540 5.542	29.5-29.9 固定衛星（地球から宇宙） 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539 移動衛星（地球から宇宙） 地球探査衛星（地球から宇宙）5.541 5.525 5.526 5.527 5.529 5.540	29.5-29.9 固定衛星（地球から宇宙） 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539 地球探査衛星（地球から宇宙）5.541 移動衛星（地球から宇宙） 5.540 5.542

改　5.536B　サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スウェーデン、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25.5-27GHzの周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの使用及び置局を妨げてはならない。

改　29.9-34.2GHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
29.9-30	固定衛星（地球から宇宙）5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539 移動衛星（地球から宇宙） 地球探査衛星（地球から宇宙）5.541 5.543 5.525 5.526 5.527 5.538 5.540 5.542	
…		

改　5.543A　ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、31-31.3GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)による地上からHAPSの方向にも使用できる。HAPSを用いたシステムによる31-31.3GHzの周波数帯の使用は、上記の国の領域内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システム及び第5.545号の規定に従って運用されるシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、HAPSは、それらの業務の発達を妨げてはならない。31-31.3GHzの周波数帯におけるHAPSを用いたシステムは、最新版のITU-R勧告RA.769に示す保護基準を考慮して、31.3-31.8GHzの周波数帯に一次的基礎での分配を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。衛星受動業務を保護するため、31.3-31.8GHzの周波数帯におけるHAPS地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、晴天時には-106dB(W/MHz)に制限しなければならず、また、雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的な影響が上記晴天時の影響を超過しないことを条件として、-100dB(W/MHz)まで増加することができる。決議第145(WRC-12、改)を参照すること。

改　5.551H　42-42.5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務（宇宙から地球）又は放送衛星業務の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる42.5-43.5GHzの周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、いかなる電波天文局においても、時間率2%以上で次の値を超えてはならない。

－　単一開口電波望遠鏡として登録されたいかなる電波天文局においても、42.5-43.5GHzの周波数帯のうち、1GHzの周波数帯域幅において-230dB(W/m²)及び任意の500kHzの周波数帯域幅において-246dB(W/m²)

－　超長基線電波干渉局として登録されたいかなる電波天文局においても、42.5-43.5GHzの周波数帯のうち、任意の500kHzの周波数帯域幅において-209dB(W/m²)

これらのepfd値は、ITU-R勧告S.1586-1に示す方法及びITU-R勧告RA.1631-0に示す電波天文業務の参照アンテナパターン及びアンテナの最大利得を使用して求められなければならず、かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小運用角度θ_{min}を超える仰角(通告情報がない場合、基本設定値である５度を採用する。)の範囲に適用しなければならない。

これらの値は、次のいずれかの電波天文局において適用する。

－　2003年7月5日前に運用を開始し、かつ、2004年1月4日前に無線通信局に通告された電波天文局

－　適当と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日前に通告された電波天文局

これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第743(WRC-03)を適用する。同意を得たいずれの国の電波天文局の設置場所においても、この脚注の制限値を超えることができる。

改　66-81GHz

業務に対する分配